

技第93号
平成30年7月3日

岐阜県建設産業団体連合会会長 様
岐阜県行政書士会会長 様

岐阜県県土整備部技術検査課長

「建設業許可申請・変更等の手引」の一部改正について（通知）

平素は建設業行政について格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、建設業の許可要件、許可の申請、変更等の届出手続き等についてまとめた「建設業許可申請・変更等の手引」について、下記のとおり改正を行いましたので、今後の事務取扱にご留意願います。

なお、手引きは下記にも掲載していることを申し添えます。

記

1 主な改正点

○VI 申請・変更等に係る確認資料

- ・営業所の所在地付近の案内図 について (P17)
- ・営業所の写真 について (P17)
- ・「経營業務管理責任者」としての経験の確認 について (P19)
- ・実務経験内容を確認できる資料 について (P19)

2 掲載場所

○岐阜県公式ホームページ：建設業許可の広場

トップ > 社会基盤 > 県土・都市整備 > 建設業・入札制度関係 > 建設業許可の広場

http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/index_4770.html

所属	技術検査課		建設業係
係長	大塚	担当	河合
電話番号	058-272-8504		
FAX	058-278-2734		

建設業許可申請・変更等の手引 [平成 30 年 6 月] 新旧対照表

新	旧
<p>IV 許可申請の手続</p> <p>1 申請区分と申請手数料 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「更新」申請は、有効期間満了日の <u>3 か月</u>～30 日前までに行ってください。</p> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p> <p>VI 申請・変更等に係る確認資料 (略)</p> <p>3 営業所要件の確認 (本店及び支店)</p> <p>(1) 営業所の所在地付近の案内図 営業所の所在地を明記し、最寄りの交通機関、公共、公益施設等の位置を明示した概略図。 <u>*概略図に使用する地図については、「岐阜県統合型 GIS ぎふ」で公開されている地図等、地図の利用方法等を確認の上、著作権法上問題のないものを添付してください。</u> <u>(参考) https://gis-gifu.jp/gifu/portal/faq/faq_map.html</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 営業所の写真 営業所の全景 (看板・表札等を含む)、入口、内部 (什器・電話)、許可票 (新規 _____ を除く) が確認できるもの (看板・表札・許可票は、記載内容が判読できるように撮影してください。)</p> <p>(略)</p> <p>5 資格・経験等の確認</p> <p>(1) 「経營業務管理責任者」としての経験の確認 (略)</p>	<p>IV 許可申請の手続</p> <p>1 申請区分と申請手数料 (略)</p> <p>(略)</p> <p>VI 申請・変更等に係る確認資料 (略)</p> <p>3 営業所要件の確認 (本店及び支店)</p> <p>(1) 営業所の所在地付近の案内図 営業所の所在地を明記し、最寄りの交通機関、公共、公益施設等の位置を明示した概略図。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(略)</p> <p>(2) 営業所の写真 営業所の全景 (看板・表札等を含む)、入口、内部 (什器・電話)、許可票 (新規、<u>営業所の新設</u>を除く) が確認できるもの (看板・表札・許可票は、記載内容が判読できるように撮影してください。)</p> <p>(略)</p> <p>5 資格・経験等の確認</p> <p>(1) 「経營業務管理責任者」としての経験の確認 (略)</p>

新	旧
<p>下記資料で業種が確認できない場合、契約書又は注文書__の写し<u>等工事請負の実態及び業種がわかるもの</u>を提出していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出は、対象期間において各年1件以上 契約当事者双方の合意に基づいて作成されたことが証明<u>できる</u>書類（見積書、請求書等<u>に発注者の証明があるものを含む。</u>）は<u>確認資料として認める。</u> <p>(略)</p> <p>(2)「専任技術者」「国家資格者等・監理技術者」の資格の確認</p> <p>(略)</p> <p>①実務経験内容を確認できる資料</p> <p>「実務経験証明書」において、業種の確認が困難な場合等については、契約書又は注文書__の写し<u>等工事請負の実態及び業種がわかるもの</u>を提出していただきます。</p> <p>※ 契約当事者双方の合意に基づいて作成されたことが証明<u>できる</u>書類（見積書、請求書等<u>に発注者の証明があるものを含む。</u>）は<u>確認資料として認める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2)「専任技術者」「国家資格者等・監理技術者」の資格の確認</p> <p>(略)</p> <p>①実務経験内容を確認できる資料</p> <p>「実務経験証明書」において、業種の確認が困難な場合等については、契約書又は注文書等の写し_____を提出していただきます。</p> <p>※ 契約当事者双方の合意に基づいて作成されたことが証明<u>できない</u>書類（見積書、請求書等_____）は<u>不可</u></p> <p>(略)</p>